

## 板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金交付要綱

平成 15 年 12 月 26 日区長決定

平成 29 年 5 月 25 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 3 月 8 日一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、地域の高年齢者の就業機会を創出するため、板橋区（以下「区」という。）が社会福祉法人板橋区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に対し、「アクティブシニア就業支援事業」に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、「アクティブシニア就業支援事業」（以下「補助事業」という。）とは、社会福祉協議会の実施する「高年齢者無料職業紹介及び就業支援事業」をいい、東京都はつらつ高年齢者就業機会創出支援事業補助金交付要綱における「アクティブシニア就業支援事業」に相当するものとする。

### (補助対象)

第 3 条 この補助金は、社会福祉協議会が補助事業に要する経費で、区長が必要かつ適当と認めたものについて交付する。

### (交付申請)

第 4 条 社会福祉協議会は、補助金を受けようとするときは、板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第 5 条 区長は、補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、社会福祉協議会に通知するものとする。

### (補助金の交付)

第 6 条 補助金は、別表の区分ごとの補助対象経費、経費区分、補助限度に基づく額の合計額を予算の範囲内で概算払いにより交付する。

2 区長は、区以外の団体等から同一目的の補助金等が受けられる場合は、補助対象額から当該補助金等を控除することができる。

### (補助金の請求)

第 7 条 社会福祉協議会は、補助金を受けようとするときは、アクティブシニア就業支援事業補助金請求書（第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

### (補助事業の変更)

第 8 条 社会福祉協議会は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、アクティブシニア就業支援事業変更承認申請書（第 4 号様式）を提出し、区長の承認を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 9 条 社会福祉協議会は、毎年 9 月 30 日現在の補助事業の実施状況についてアクティブシニア就業支援事業実施状況報告書（第 5 号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 社会福祉協議会は、当該補助事業年度終了後 20 日以内にアクティブシニア就業支援事業実績報告書（第 6 号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第 11 条 区長は、前条の規定による実績報告書により補助対象事業の実績を審査し、補助すべき補助金の額を確定するとともに、社会福祉協議会に対して補助金確定通知書（第 7 号様式）をもって通知するものとする。

（補助金の経理）

第 12 条 社会福祉協議会は、補助事業に係る経理について、収支の事実を記録した帳簿を整え、常に補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

（義務）

第 13 条 社会福祉協議会は、区長が職員をして補助事業の運営及び経理等の整理状況について調査する場合又は補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（補助金の返還）

第 14 条 区長は、社会福祉協議会が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容若しくはこれに附した条件その他法令、若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

2 区長は、社会福祉協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて社会福祉協議会にその超える額の返還を命ずるものとする。

（通 則）

第 15 条 板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めによるほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年 3 月 31 日東京都板橋区規則第 3 号）及びこれに基づく通達（昭和 42 年 4 月 1 日板総総発第 67 号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 25 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

区分	補助対象経費	経費区分	補助限度
人件費	アクティブシニア就業支援センター事業に専任する者の人件費	( 1 ) 職員給料、諸手当、超過勤務手当、嘱託員報酬 ( 2 ) 法定福利費( 社会保険、労働保険の事業主負担分 ) ( 3 ) 福利厚生費( 職員の健康管理 )	5 名までを限度。
事業費	アクティブシニア就業支援センター事業に要する事業費	( 1 ) 臨時雇賃金( 賃金 ) ( 2 ) 諸謝金( 報償費 ) ( 3 ) 旅費交通費 ( 4 ) 消耗品費 ( 5 ) 会議費 ( 6 ) 印刷製本費 ( 7 ) 修繕費 ( 8 ) 通信運搬費( 郵便料、電信料、運搬料 ) ( 9 ) 手数料 ( 10 ) 光熱水費 ( 11 ) 賃借料及び損料( 使用料・賃借料 ) ( 12 ) 委託料 ( 13 ) 工事費 ( 14 ) 消耗什器備品費( 一般備品購入費 ) ( 15 ) 負担金支出 ( 16 ) 租税公課 ( 17 ) 雑費	

年 月 日

板橋区長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金交付申請書

年度板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金の交付を受けたいので  
板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金交付要綱第4条に基づき、関係書類を添  
えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

内 訳

(1) 人 件 費 円

(2) 事 業 費 円

2 事業の内容及び経費の区分

別紙 年度高年齢者無料職業紹介及び就業支援事業実施計画書のとおり

## 年度 高年齢者無料職業紹介及び就業支援事業実施計画書

## 1 高年齢者無料職業紹介所の概要

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 団体名及び代表者名

(4) 無料職業紹介事業の許可申請年月日

(5) 事業開始日(予定日)

(6) 開所日・時間  
曜日から 曜日(週 日開所)  
午前 時から午後 時まで

(7) 対象高年齢者の範囲 歳以上

(8) 職員数 常勤 人 非常勤 人

(9) 職員配置年月日

## 2 事業実施計画

(1) 高年齢者に対する無料職業紹介事業計画  
計画の概要

求人開拓先と方法

面接会など就職促進策

計画規模

(単位：人、件)

新規求職者数	再来求職者数	求職者計	就職者数	求人開拓件数

1の(4)(5)については事業開始の初年度のみ記入すること

## ( 2 ) 多様な働き方に対する支援事業計画

計画の概要

NPO、有償ボランティアなどの多様な働き方に関する情報提供方法

計画規模

## ( 3 ) 他の機関との連携

## ( 4 ) その他の特記事項

### 3 経費の配分計画

#### (1)配分計画

(単位:千円)

区分	補助対象経費 支出 予定額	補助限度	補助金申請額
人件費			
事業費			
合計			

#### (2)経費の内訳

区分	科目	補助対象経費 支出予定額	補助限度	補助金申請額	氏名	
人件費			5名まで。			
		計				
	事業費					
計						
合計						

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区アクティブシニア  
就業支援事業補助金について、板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金交付要綱  
第6条の規定により、下記のとおり補助金を交付する。

記

1 補助金交付決定額

内 訳

- (1) 人件費
- (2) 事業費

2 補助金交付の条件

板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金交付要綱のとおり

3 補助金の請求

板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、本通知受  
領後速やかに補助金の請求をおこなうこと。



番 号  
年 月 日

板橋区長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金について、板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額

ただし、 年度 期分として

第4号様式(第8条関係)

番 号  
年 月 日

板橋区長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度 アクティブシニア就業支援事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年  
度板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金に係る事業について、アクティブシ  
ニア就業支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので  
申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

別紙 年度アクティブシニア就業支援事業実施計画のとおり

別紙

年度 アクティブシニア就業支援事業実施・収支状況

1 事業実施状況

( 1 ) 無料職業紹介事業の許可申請年月日・届出年月日

( 2 ) 無料職業紹介事業の許可年月日・届出受理年月日

( 3 ) 事業開始日

( 4 ) 補助対象職員配置状況

( 5 ) 求職者数等 ( 単位 : 人、件 )

新規求職者数	再来求職者数	求職者計	就職者数	求人開拓件数

( 6 ) 求人開拓状況

( 7 ) 面接会など就職促進施策の実施状況

( 8 ) 多様な働き方に対する支援事業

ア 相談者数等 ( 単位 : 人、件 )

相談者数	収集情報件数

イ NPO、有償ボランティアなどの多様な働き方に関する情報の提供状況

ウ その他の特記事項

注1 事業開始日には、地域住民等に無料職業紹介事業を開始した日を記入すること。

注2 (1)から(3)については、事業開始の初年度のみ記入すること。

## 2 収支状況

### (1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	収入済額	収入見込額
補助金収入			
その他収入			
合計			

### (2) 支出

(単位：円)

区分	予算額	支出額	支出内訳
人件費			
事業費			
合計			

第5号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

板橋区長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度アクティブシニア就業支援事業実施状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年  
度板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金に係る事業の実施状況について、板橋  
区アクティブシニア就業支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を  
添えて別紙のとおり報告します。

別紙

年度板橋区アクティブシニア就業支援事業実施・収支状況

1 事業実施状況

( 1 ) 無料職業紹介事業の許可申請年月日・届出年月日

( 2 ) 無料職業紹介事業の許可年月日・届出受理年月日

( 3 ) 事業開始日

( 4 ) 補助対象職員配置状況

( 5 ) 求職者数等 ( 単位 : 人、件 )

新規求職者数	再来求職者数	求職者計	就職者数	求人開拓件数

( 6 ) 求人開拓状況

( 7 ) 面接会など就職促進施策の実施状況

( 8 ) 多様な働き方に対する支援事業

ア 相談者数等 ( 単位 : 人、件 )

相談者数	収集情報件数

イ NPO、有償ボランティアなどの多様な働き方に関する情報の提供状況

ウ その他の特記事項

注1 事業開始日には、地域住民等に無料職業紹介事業を開始した日を記入すること。

注2 (1)から(3)については、事業開始の初年度のみ記入すること。

## 2 収支状況

### (1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	収入済額	収入見込額
補助金収入			
その他収入			
合計			

### (2) 支出

(単位：円)

区分	予算額	支出額	支出内訳
人件費			
事業費			
合計			

年 月 日

板橋区長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度 アクティブシニア就業支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年  
度板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金に係る事業の実績について、板橋区ア  
クティブシニア就業支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類  
を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 2 補助金清算書 別紙2のとおり
- 3 添付書類  
事業実績の事実が確認できる書類(写し等)



別紙 1

年度 アクティブシニア就業支援事業実績報告

当初予算額	予算現額	決算額
円	円	円

高年齢者無料職業紹介所事業実績

- 1 無料職業紹介事業の許可申請年月日・届出年月日
  
- 2 無料職業紹介事業の許可年月日・届出受理年月日
  
- 3 事業開始日
  
- 4 補助対象職員配置状況
  
- 5 実施状況

( 1 ) 求職者数等

新規求職者数	再来求職者数	求職者計	就職者数	求人開拓件数

( 2 ) 求人開拓状況

( 3 ) 面接会など就職促進施策の実施状況

## 6 多様な働き方に対する支援事業

( 1 ) 相談者数等 ( 単位 : 人、件 )

相談者数	収集情報件数

( 2 ) NPO、有償ボランティアなどの多様な働き方に関する情報の提供状況

## 7 その他の特記事項

注 1 事業開始日には、地域住民に無料職業紹介事業を開始した日を記入すること。

注 2 1 から 3 については、事業開始の初年度のみ記入すること。

## 別紙2

## 年度 アクティブシニア就業支援センター事業補助金清算書

## 1 補助金清算書

(単位 :円)

区分	補助対象経費	補助限度	区補助金 ①	区補助金 既交付額②	返還額 ②-①
人件費					
事業費					
合計					

## 2 経費明細

区分	科目	補助対象経費	補助限度	補助金額	積算内訳等
人件費			5名まで		氏名
					氏名
					氏名
					氏名
					氏名
					氏名
					氏名
	計				
事業費					
	計				
合計					

様

板橋区長

年度 補助金確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金は、年 月 日付で提出された実績報告を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり額を確定する。

なお、すでに交付した補助金との差額が生じた場合は、年 月 日までに精算すること。

記

1 確定額 円

内訳

区 分	既交付済額	確定額	精算額
板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金	円	円	円

2 精算額については、別添納付書により、板橋区指定金融機関へ納付すること。